

令和2年8月6日

保護者の皆様へ

丹波篠山市教育委員会

学校園における新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防について

平素は本市の教育・保育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

保護者の皆様におかれましては、園児児童生徒へのマスクの着用や日々の検温をはじめとする健康観察など、家庭における感染予防にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、6月から学校・幼稚園がスタートして、2ヶ月あまりが過ぎました。今年度は学習機会の確保のために夏季休業期間を短縮し、8月8日から8月23日までとしています。また、保育園、こども園におきまして、6月から通常の保育がスタートし、梅雨も明けて、今後暑さが増す中での感染予防が必要となります。

つきましては、学校園での感染予防についてお知らせするとともに、今までと同様に家庭での健康観察や感染予防についてご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察

引き続き、毎朝の検温や健康観察をお願いします。

2 咳エチケットの徹底（マスクの着用等）

普段からマスク等の着用をお願いしていますが、気温の上昇により、熱中症などの健康被害が心配となるため、夏季における登下校園中は、マスクを外すなど熱中症対策を優先してください。学校園におきましても、体育の授業、部活動など、運動を伴う活動中は、熱中症対策を優先します。

3 免疫力を高めるために

ご家庭では、十分な睡眠、バランスの取れた食事及び適度な運動に心がけてください。夏季休業中においても、規則正しい生活に心がけてください。

4 発熱等、風邪症状がある場合

(1) 強い風邪症状がある場合

発熱、普段より強い咳・息苦しさ・強いだるさがある、におい・味がしないなどの場合は、まず、かかりつけ医、または丹波健康福祉事務所（帰国者・接触者相談センター 0795-73-3764）に電話で相談の上、受診してください。その旨を必ず学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

また、学校園で発熱した場合や体調異常を確認した場合は、原則として下校・降園させます。その場合、学校園から保護者に連絡いたします。

(2) 喉の痛みや咳、鼻水等の比較的軽い風邪症状等の場合

比較的軽い風邪症状等が続く場合は、必ずかかりつけ医に相談するか、丹波健康福祉事務所（帰国者・接触者相談センター 0795-73-3764）に相談してください。その結果を学校園まで

ご連絡ください。この場合、経過観察により、一定期間、学校園をお休みいただく場合があります。

5 感染者や濃厚接触者が発生した場合等の取り扱い

(1) 学校園への連絡のお願い

園児児童生徒や同居するご家族に感染者が判明した場合は、速やかに学校園までご連絡ください。

また、園児児童生徒を含む同居する家族や別居であっても頻繁に接触する方が新型コロナウイルス感染症への感染の疑いによる検査等を受けた場合、または、濃厚接触者と認定された場合は、すぐに学校園までご連絡ください。

(2) 園児児童生徒に感染が判明した場合

園児児童生徒に感染が判明した日から、治療に当たった医療機関が治癒と判断し、登校園の許可する前日までの間を出席停止とします。

(3) 園児児童生徒が濃厚接触者と認定された場合

園児児童生徒が濃厚接触者と認定された日から、保健所から指示された日までの間を出席停止とします。

6 臨時休業の基準

園児児童生徒に感染者が発生した場合は、学校園内の消毒作業と感染経路の確認のために、下記の通り保健所が指示する日数の臨時休業措置を講じます。ただし、感染経路が学校園外であり、学校園内で感染する可能性が低い場合は臨時休業を実施しない場合があります。

(1) 学級の臨時休業（学級閉鎖）

感染した園児児童生徒の在籍する学級は、保健所や学校医と相談の上、臨時休業とします。また、濃厚接触者に認定された園児児童生徒が複数発生した場合や、学校園内で感染が広がっている可能性が高い場合は、保健所及び学校医と相談の上、臨時休業とします。

(2) 学年、学校園の臨時休業（学年閉鎖、学校園閉鎖）

複数の学級や複数の学年で臨時休業があった場合等は、保健所や学校医と相談の上、学年閉鎖や学校閉鎖の措置を取ります。

7 重症化のリスクの高い園児児童生徒への対応について

医療的ケアを必要とする園児児童生徒や基礎疾患のある園児児童生徒は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、出席停止扱いとします。

8 感染が不安で休ませた場合の対応について

学校園での感染が不安で休ませた場合は、6月15日（月）から欠席扱いとしています。

9 お問い合わせ先

丹波健康福祉事務所（帰国者・接触者相談センター） 0795-73-3764（平日 9:00～17:30）
新型コロナ健康相談コールセンター 078-362-9980（平日・休日 24時間対応）